

現場代理人に関する取扱いについて【参考】

1 現場代理人とは

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理するために工事現場に設置される請負人の代理人です。

○ 「工事の施工に関する一切の事項」について

工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項のほか、契約上の権利・義務に関する事項が含まれます。

ただし、次に掲げる事項及び受注者が有する権限を自ら行使するために、現場代理人に委任しない権限を発注者に対し通知した事項は含みません。

ア 請負代金額の変更

イ 工期の変更

ウ 請負代金の請求及び受領

エ この契約の解除に係る権限

オ 約款第 12 条第 1 項に規定する請求の受理並びに同条第 3 項の決定及び通知

カ 約款第 12 条第 4 項の請求及び同条第 5 項の通知の受理

なお、建設業法では、「工事現場に現場代理人を置く場合においては、現場代理人の権限に関する事項等を通知しなければならない。」と規定されており、当該工事の現場代理人は、別に定める「現場代理人等選任(変更)通知書」により、建設工事請負契約の締結時に契約担当に届け出なければなりません。

2 現場代理人の資格要件等について

- ・ 現場代理人となるための資格要件は、特に定めていません。
- ・ 雇用関係についても、特段の規定はありませんが「受注者と直接的な雇用関係にある者が望ましい」としています。
- ・ 受注者に代わって現場の運営及び取締りを行うという、建設工事請負契約書に定められた職務が遂行できる者でなければなりません。
- ・ 配置技術者と現場代理人の兼務は認められますが、建設業法上、次の者は各々の職務に常勤又は専任でなければならないとされていることから、現場代理人となることができません。

(1) 経營業務の管理責任者

(2) 営業所における専任の技術者

3 現場代理人の常駐について

約款第 10 条第 2 項で、現場代理人に対し、工事現場に常駐することを求めています。

現場代理人の常駐とは、この工事のみを担当していることだけではなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

4 常駐義務の例外について

約款第 10 条第 3 項において「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」ことと規定されています。

これに伴い、現場代理人の常駐に関し、以下のとおり取り扱います。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要です。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第 20 条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

5 発注者への報告について

上記の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておく必要があります。

6 現場代理人の兼任を認める工事について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は 2 件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額4,500万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

7 手続きについて

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知する必要があります。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ることになります。

8 現場代理人の途中交代

県土木部では、現場代理人の工期途中での交代について、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限としています。

このため、受注者は、現場代理人の途中交代を行う場合は、監督員と協議する必要があります。

受注者は、監督員との協議の結果、現場代理人の途中交代を行う場合は、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に対し、変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければなりません。